

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十一号

広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「 広島県 広島港湾振興事務所」

を

「 広島県 広島港湾振興事務所
広島県広島ヘリポート管理事務所」

に改める。

別表第三中四の項を削り、五の項を四の項とし、六の項から十三の項までを一項ずつ繰り上げる。

別記様式第九十号中

領 収 印		留
領 収 印		留
預貯金通帳		留

を
に改

め、同様式備考2を次のように改める。

- 2 預貯金については、預貯金残高証明を添付するものとする。ただし、預貯金に残高のないときは、前任の廃出納員、総務事務所出納員、県税事務所出納員若しくは分任出納員（廃出納員から廃の会計事務の一部の委任を受けたものに限る。）又は第110条第4項の規定により廃長が事務引継ぎの手續を命じた職員が預貯金に残高のない旨を証明した書類の添付をもって代えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）附則第二十九条ただし書の規定によりなお従前の例によることとされた母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十一条の四第三項の規定により地方税の滞納処分例により処分することができる費用の滞納処分に関する事務の委任等については、この規則による改正後の別表第三の規定にかかわらず、なお従前

の例による。